

高千穂高等学校ICTまちづくりLABO利用規約

1 趣旨・目的

高千穂高等学校ICTまちづくりLABO（以下「LABO」という。）は、ICTを活用したまちづくりの拠点と位置づけ、世界農業遺産（GIAHS）に認定された高千穂郷・椎葉山地域の豊かな地域資源を活用し、地元で学び・働き続けられる環境を確保するとともに、未来を担う「西臼杵人」育成を目的としている。利用者はその目的に沿って利用することとし、利用において必要な事項を定める。

2 利用の申請（予約）

(1) LABOを利用しようとする者は、申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上管理者に申請する。

(2) 利用の申請は、3箇月前から可能とする。

なお、学校行事と重なった場合は、日程の変更を要請することがある。

3 利用許可

利用の申請があった場合は、内容を確認の上、利用の許可書（別記様式第2号）を発行する。

なお、利用方法を考慮の上、可能であれば複数の団体又は個人を同時に利用させることもある。

4 利用料

利用料は、無料とする。

5 権利譲渡の禁止

利用者は、利用の権利を他に譲渡し、または転貸してはならない。

6 利用者の遵守事項

(1) LABOを利用する場合は、利用者全員利用者名簿（別記様式第3号）に記載しなければならない。

なお、団体で利用する場合は、別紙一覧表に代えることができる。

(2) 秩序又は風俗を乱し、または乱す恐れがある行為をしてはならない。

(3) 政治的、宗教的活動をしてはならない。

(4) 他人への危害や迷惑となる物品又は動物の類等を携行してはならない。

(5) 他人への危害や迷惑となる行為をしてはならない。

(6) 施設、設備等を損傷し又は汚損する恐れのある行為をしてはならない。

(7) LABOに備え付けられている設備、機器等を持ち帰り、又は紛失してはならない。

(8) 校内及び学校の敷地内において、喫煙、火気を使用してはならない。

- (9) 所定の場所以外で飲食してはならない。
- (10) 校内及び学校の敷地内において、物品の販売（インターネットによる物品の販売その他各種営業活動を含む。）又は金品の寄付募集等の行為若しくはポスター、ビラ等の掲示をしてはならない。
- なお、この利用規約の趣旨に沿ったポスター又はビラについては、管理者の許可を得た上で、指定された場所に掲示することができる。
- (11) 使用后又は使用を取り消された時若しくは使用を禁止された時は、直ちに施設、設備の現状回復を行うこと。その際には、管理人の指示に従うこと。

7 損害賠償

利用者は、その利用に当たって施設設備等を焼失し、紛失し、汚損し、又は破損した時は、その損害を賠償しなければならない。

付則

この規約は、令和3年7月6日より施行する。

(別記様式第1号)

高千穂高等学校ICTまちづくりLABO利用申請書

申請者(団体名)			
代 表 者	(個人利用者の場合は記入不要)		
住所又は所在地			
担 当 者		連絡先(TEL)	
利 用 日 時	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで		
利 用 ス ペ ース	・イベントスペース ・セミナースペース ・ファクトリースペース		
利 用 目 的		利 用 人 数	人
利 用 機 器			

令和 年 月 日

高千穂高等学校ICTまちづくりLABO 管理人 様

(別記様式第2号)

高千穂高等学校ICTまちづくりLABO利用許可書

次のとおり許可します。

令和 年 月 日

高千穂高等学校ICTまちづくりLABO管理人

申請者(団体名)			
代 表 者			
利 用 日 時	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで		
利 用 ス ペ ース	・イベントスペース ・セミナースペース ・ファクトリースペース		
利 用 目 的		利 用 人 数	人
利 用 機 器			

※ 学校行事と重なった場合は、日程の変更をお願いすることがあります。

